

諮問番号：令和4年度諮問第25号  
答申番号：令和4年度答申第39号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和2年6月1日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護停止決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

処分庁は、審査請求人に対して週6日から7日の就労を要求し、勤労控除等の説明等もなく一方的に本件処分を行っており、不当である。

#### 2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 2 審理員意見書の理由

(1) 処分庁は、審査請求人の就労収入の恒常的な増加により、世帯の最低生活費と収入を比較すれば一応保護を要しなくなったと認められるが、若干期間審査請求人世帯の生活状況の経過を観察する必要があることから、法第26条に基づき、令和2年6月1日付けで審査請求人の保護を停止する本件処分を行ったことが認められる。

(2) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第10及び生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社

保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第10問6のとおり、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と収入充当額との対比によって決定することとされている。また、次官通知第8の2のとおり、収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により認定することとされている。

本件についてみると、審査請求人は、令和2年4月8日に〇〇〇〇〇〇株式会社(以下「A」という。)に就職し、今後、最低生活費を上回る月額約168,000円の就労収入を得ることができることが推定でき、要否判定における審査請求人の収入充当額は148,340円であり、審査請求人の収入充当額が審査請求人の最低生活費である131,940円を上回っていることが認められ、要否判定の結果、審査請求人に保護を要しなくなったと判定した処分庁の判断に不合理な点は認められない。

- (3) また、課長通知第10問12は、法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行う場合の取扱いの基準を示しており、当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるときは、保護を停止すべき場合であるとされている。

前記(2)のとおり、審査請求人の収入充当額が、審査請求人の最低生活費を上回っていることから、審査請求人が保護を要しなくなったことが認められるところ、審査請求人が令和2年4月8日に就職してから処分庁が本件処分を行うまでの間に、2か月も経過しておらず、処分庁が、審査請求人の生活状況の経過を観察する必要があると判断し、審査請求人の保護を廃止するのではなく、保護を停止する本件処分を行った処分庁の判断に不合理な点は認められない。

- (4) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。
- (5) なお、審査請求人は、審査請求人に対する説明等もなく一方的に行った処分である旨主張している。処分庁は、被保護者に対し処分を行うにあたって、処分の理由について、被保護者自身が理解できるような言葉や表現を用いて丁寧に説明し理解を得るよう努めることが必要である旨付言する。
- (6) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

#### 第4 調査審議の経過

令和4年11月25日 諮問書の受領

令和4年11月28日 審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知  
主張書面等の提出期限：12月12日  
口頭意見陳述申立期限：12月12日

令和4年12月8日 第1回審議

令和4年12月12日 審査請求人から主張書面の受領(令和4年12月7日付け)

令和5年1月19日 第2回審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 法令等の規定

- (1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しており、同条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により、「前4条に規定するところは、この法律の基本原則であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (3) 法第8条は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。
- (4) 法第26条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。(後略)」と定めている。
- (5) 次官通知第8の2は、「収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを相当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定すること。」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準(以下「処理基準」という。)である。

(6) 次官通知第10は、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第1に衣食等の生活費に、第2に住宅費に、第3に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業（中略）、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めること。」と記している。

(7) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第10の2（1）に記される別表2（勤労に伴う必要経費として定める額）は、収入金額別区分168,000円から171,999円の1級地における1人目の金額を19,660円と記している。

なお、局長通知は、処理基準である。

(8) 課長通知第10問6の答は、保護受給中の者の保護の要否判定について、「保護開始時と異なり、現に保護受給中の者については、保護の実施要領の定めるところに従い、当該時点において現に生じている需要に基いて認定した最低生活費と収入充当額（勤労に伴う必要経費のうち基礎控除については、局長通知第10の2の（1）に定める別表2に定める額）との対比によって判定するものであること。」と記している。

なお、課長通知は、処理基準である。

(9) 課長通知第10問12の答は、「被保護者が保護を要しなくなったときには、法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行なうこととなるが、保護を停止すべき場合又は廃止すべき場合は、原則として、次によらるたい。」とし、保護を停止すべき場合として、「（1）当該世帯における臨時的な収入の増加、最低生活費の減少等により、一時的に保護を必要としなくなった場合であって、以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して、おおむね6か月以内に再び保護を要する状態になることが予想されるとき。なお、この場合には、以後において見込まれる当該世帯の最低生活費及び収入充当額に基づき、停止期間（原則として日を単位とする。）をあらかじめ定めること。（2）当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき。」と記している。

## 2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実

が認められる。

(1) 令和元年5月21日付けで、処分庁は、審査請求人に法による保護を開始した。

(2) 令和元年7月13日付けで、審査請求人は、株式会社〇〇〇〇（以下「B」という。）で就労を開始した。

処分庁が令和元年7月17日付けで審査請求人から受領した同日付けの就労状況申告書には、審査請求人は、同月13日からBで就労開始し、Bにおける、1日あたりの就労時間が8時間、1か月あたりの平均就労日数が8日、就労形態が時給1,000円であることが記載されている。

(3) 令和2年4月8日付けで、審査請求人は、Aで就労を開始した。

処分庁が令和2年5月25日付けで審査請求人から受領した同月24日付けの就労状況申告書には、審査請求人は、同年4月8日からAで就労開始し、Aにおける、1日あたりの就労時間が8時間、1か月あたりの平均就労日数が20日、就労形態が日給8,000円であることが記載されている。

(4) 令和2年5月11日、処分庁は、審査請求人から法第61に基づく収入に係る届出として同年5月10日付けの収入申告書（以下「4月分収入申告書」という。）を受領した。

4月分収入申告書には、令和2年4月に働いて得た収入として、Bでの4日間の就労収入として32,000円が、Aでの17日間の就労収入として136,000円が記載されている。

(5) 令和2年6月1日、処分庁は、審査請求人から法第61条に基づく収入に係る届出として同年5月31日付けの収入申告書（以下「5月分収入申告書」という。）を受領した。

5月分収入申告書には、令和2年5月に働いて得た収入として、Aでの21日間の就労収入として168,000円が記載されている。

(6) 処分庁は、審査請求人から5月分収入申告書の提出があったことを受け、令和2年5月の就労収入である168,000円から前記1(7)の局長通知別表2で示される勤労に伴う必要経費として定める額19,660円を控除の上、収入充当額を148,340円と算定し、当該収入充当額が審査請求人の最低生活費である131,940円を上回っていることから、同年6月1日から同年11月30日まで保護を停止する本件処分を行った。

なお、本件処分の通知書の「理由」の欄には、「就労収入の恒常的な増加により、世帯の最低生活費と収入を比較すれば、一応保護を要しなくなったと認められますが、若干期間世帯の生活状況の経過を観察する必要があることから、生活保護法第26条に基づき令和2年6月1日付けで生活保護を停止します。」と記載されている。

(7) 令和2年6月15日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

### 3 判断

(1) 前記1及び2に基づき、本件についてみると、処分庁は、審査請求人のAにおける就労形態等が、①1日の就労時間が8時間、1か月の平均就労日数が20日、日給が8,000円であり、②就労を開始した翌月の令和2年5月は、就労日数が21日で、就労収入が168,000円であったことから、③前記1(6)の次官通知及び前記1(8)の課長通知に基づき、同月の就労収入から前記1(7)の局長通知で定める勤労に伴う経費を控除の上、収入充当額を148,340円と算定し、当該収入充当額と審査請求人世帯の最低生活費である131,940円を対比させ、収入充当額が最低生活費を上回っていたことから、④前記1(9)の課長通知に照らして、審査請求人の就労収入の恒常的な増加により、最低生活費と比較して一応保護を要しなくなったと認められるが、その状態の継続について確実性を欠き、審査請求人の生活状況の経過を観察する必要があると認め、⑤法第26条に基づき保護を停止する本件処分を行ったことが認められる。

(2) 保護の決定及び変更に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準(処理基準)を定めている。

そして、保護の要否及び程度の決定については、前記1(6)のとおり、次官通知第10において、原則として、世帯につき認定した最低生活費と、収入充当額との対比によって決定する旨が定められている。

また、保護受給中の者の保護の要否判定については、前記1(8)のとおり、課長通知第10問6において、保護受給中の時点において、現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と収入充当額との対比によって判定するものである旨が定められており、収入充当額の算定に係る勤労に伴う必要経費として定める額については、前記1(7)のとおり局長通知別表2において定められている。

さらに、保護の停止については、前記1(9)のとおり、課長通知第10問12において、被保護者の世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるときである旨が定められている。

上記の処理基準の内容は、法の基本原理(法第1条及び第4条参照)に照らして合理的なものと言え、処分庁は、これらに基づき、保護の要否を判定の上、審査請求人の保護を停止したものであると認められることから、本件処分の判断に不合理な点は認められない。

(3) 以上のことから、本件処分については、違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

## 第6 付言

本審査会の前記判断を左右するものではないが、審査請求人は、本件処分は、勤労控除等の説明等もなく一方的に行われたものである旨主張しており、審理員意見書でもこれを踏まえた付言がされていることから、以下、付言する。

処分庁は、被保護者に対し処分を行うにあたって、処分の理由について、被保護者自身が理解できるような言葉や表現を用いて丁寧に説明し理解を得るよう努めることが望まれる。

大阪府行政不服審査会第1部会

委員（部会長） 谷口 勢津夫

委員 西上 治

委員 濱 和哲